

平成23年11月2日
株式会社ケイ・オプティコム

第18回接続委員会における各委員からの質問に対する回答

質問②

OSU共用、GC類似接続機能、ファイバシェアリング、波長重畳接続機能の各機能について、提案者以外の見解（支持または反対など）及びその理由を改めて教えてほしい。

回答②

弊社は、関西の9割以上の世帯に対し、自ら敷設した光ファイバを用いて、FTTHサービスを提供している事業者としての立場から、妥当性を欠く加入光ファイバ接続料の設定に繋がる制度の導入には反対いたします。

弊社は平成23年2月22日に、接続委員会の場で発言をする機会をいただき、その場において、OSU共用による分岐単位接続料制度の問題を2点指摘し、反対の立場を表明いたしました。まず1点目の問題としては、接続事業者が一部の設備コストしか負担せず、NTT東西にコストをつけ回すことが挙げられます。この問題は、接続事業者とNTT東西だけの間に留まらず、他の全ての設備事業者が、接続事業者に対して極めて不利な競争を強いられることにあります（図1）。

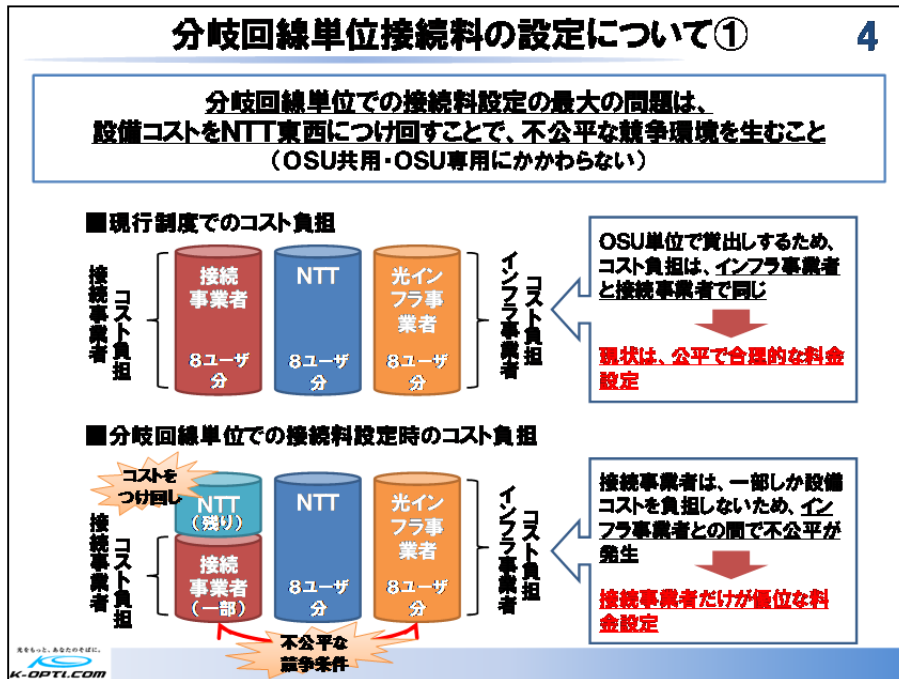


図 1. (平成23年2月22日 弊社発表資料4頁より)

2点目の問題として、設備を共用することで、どの事業者にも技術革新に対するインセンティブが働かず、その結果、光アクセス網の進化が停滞することが挙げられます。光信号の伝送技術は、現在のものが最終形態ではなく、今後の革新によってさらなる高機能化が期待されます。そのような中、技術革新の阻害に繋がる政策の導入には、設備事業者として断固反対した次第です（図2）。

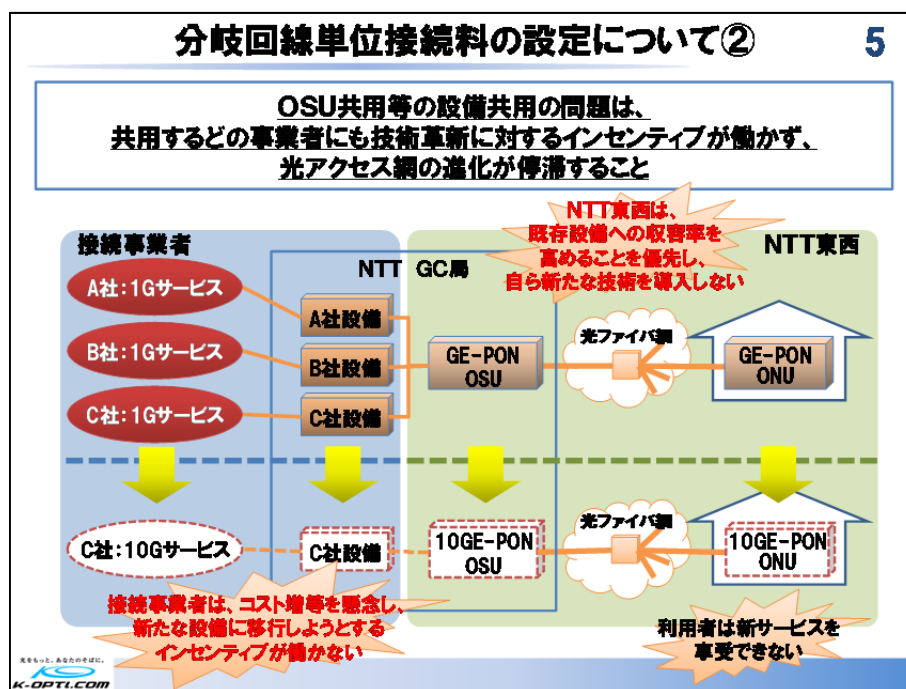


図 2.（平成23年2月22日 弊社発表資料5頁より）

弊社は、GC類似接続機能も、接続事業者がコストの一部をNTT東西につけ回す制度と考えており、OSU共用と同様の理由から、反対の立場をとっています（図3）。

ファイバシェアリング、波長重畳接続機能につきましては、他事業者から提案がなされ、今後技術的な検証がなされることと思いますが、OSU共用やGC類似接続機能による分岐単位接続料制度と同様に、設備コストの大部分を占める光ファイバのコストを、設備事業者につけ回す点が大きな問題であることから、弊社としては反対の立場を取ることに変わりありません。

OSU専用によってNTT東西から光ファイバを借り、FTTH事業をすることは現状の制度でも可能であり、現にKDDI様は全国で「auひかり」サービスを展開されています（図4）。

なお、設備更新を停滞させる点で弊社は積極的には賛成しかねますが、一社のみでOSU専用するのではなく接続事業者同士でコンソーシアムを組み、一芯単位で光ファイバを賃借することも、現状の制度で可能です。(図5)。

このように、事業者の努力次第で今からでもF T T H事業に参入することは十分に可能であり、現状機能している競争環境を歪めてまで、接続事業者が有利となる制度を導入することには断固として反対いたします。

加えて、G C類似接続機能、ファイバシェアリング、波長重畳接続機能などの制度は、既存のネットワークに新たな機能を付加し、さらには監視・運用面での複雑さが増すことから、大きな追加コストが発生します。そのコストの一部は、既存N T Tユーザが負担することになります。、そこまでして新たな制度を導入することも、公平性の観点から問題があります。 現行のOSU専用による一芯ごとの接続料設定制度が、コスト負担の点で公平性が高く、競争条件を歪めない点において、最も合理的な制度であると考えております。

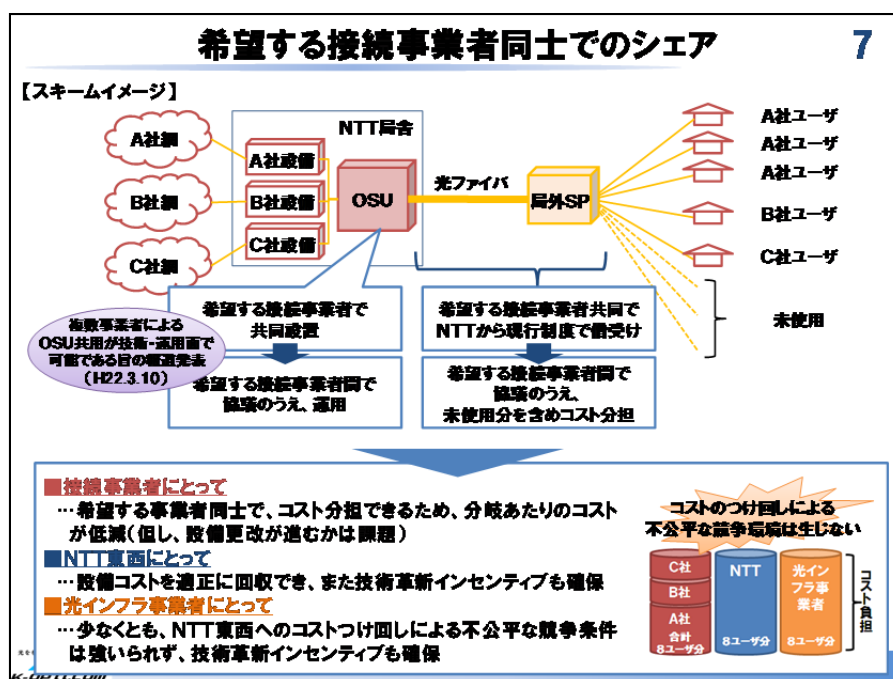


図 5. (平成23年2月22日 弊社発表資料7頁より)

質問③

G C類似接続機能、ファイバシェアリング、波長重畳接続機能について、O S U共用と同様に、1 2の課題がどう解決され、未解決な部分は何なのかを教えてください。

回答③

1 2の課題の内、⑩設備競争の阻害、⑪経営・営業判断の問題、⑫その他について、意見を述べさせていただきます。

⑩設備競争の阻害について、O S U共用による分岐単位接続料制度の解決しがたい大きな課題として、借りるだけの接続事業者がユーザ未利用部分の設備コストをN T T東西につけ回すことで、有利な条件で光ファイバを借りることができ、著しい不公平が生じる点を、弊社は従来述べておりました（図5）。さらに、この不公平は当該接続事業者とN T T東西だけの間に留まらず、弊社やC A T V事業者など、これまで自ら設備投資リスクを負ってきた設備事業者全てが、接続事業者に対して不利な競争を強いられることを意味します。その結果、リスクを取って設備投資するインセンティブが失われ、設備競争が阻害される結果になります。

G C類似接続機能、ファイバシェアリング、波長重畳接続機能による分岐単位接続制度のいずれも、接続事業者が、1芯の光ファイバを何らかの技術で分割してその一部のみを賃借し、ユーザ未利用部分の設備コストを負担しない点において、O S U共用による分岐単位接続料制度と同様に大きな課題を有していると弊社は考えております（図3）。

⑪経営・営業判断の問題について、K D D I様は1社でO S Uを専用し、「a uひかり」サービスを展開させておられます（図4）。なお、設備更改が停滞する点で弊社は積極的には賛成しかねますが、希望する事業者がコンソーシアムを組んでO S Uを共同設置し、F T T H事業へ参入することは、現状の制度下でも可能です（図5）。

このように、事業者の経営努力・営業努力によってF T T H事業への参入は可能であることから、競争条件を歪める安易な制度変更はすべきではありません。

⑫その他の課題として、G C類似接続、ファイバシェアリング、波長重畳接続の機能を既存ネットワークに追加することで、監視・運用面での複雑さが増し、大きな追加コストが発生する点が挙げられます。そのコストの一部は、既存N T Tユーザが負担することになります。そこまでして新たな制度を導入することも、公平性の観点から問題があります

現状のO S U専用による一芯ごとの接続料設定制度が、コスト負担の点で公平性が高く、競争条件を歪めない点において、最も合理的な制度であると考えております。

質問⑤

OSU共用に係る分岐単位接続料設定に関する各事業者のスタンスは2月22日の合同公開ヒアリングの時点から変わっていないか確認したい。

回答⑤

今年2月22日の合同公開ヒアリングにおいて、弊社はOSU共用による分岐単位接続料制度の問題を2点指摘し、反対の立場を表明いたしました。

まず1点目の問題としては、接続事業者が一部の設備コストしか負担せず、NTT東西にコストをつけ回すことが挙げられます。この問題は、接続事業者とNTT東西だけの間に留まらず、他の全ての設備事業者が、接続事業者に対して極めて不利な競争を強いられることにあります（図1）。

2点目の問題として、設備を共用することで、どの事業者にも技術革新に対するインセンティブが働かず、その結果、光アクセス網の進化が停滞することが挙げられます。光信号の伝送技術は、現在のものが最終形態ではなく、今後の革新によってさらなる高機能化が期待されます。そのような中、技術革新の阻害に繋がる政策の導入には、設備事業者として断固反対した次第です（図2）。

これらは解決しがたい大きな課題であることから、OSU共用による分岐回線単位制度の設定に反対という弊社のスタンスは、当時から変わっておりません。

なお、KDDI様は一社でOSUを専用し、「auひかり」サービスを全国展開されています（図4）。コスト負担の点で公平性が高く、競争条件を歪めない点において、弊社は現行の一芯単位の接続料設定制度が最も合理的な制度であると考えております。

OSU共用のみならず、それに類似した制度（GC類似接続機能、ファイバシェアリング、波長重畳接続機能）の導入にも、同様の理由により弊社は反対いたします。